



# 民泊等の適正な運営を確保します

～6月15日から住宅宿泊事業法及び改正旅館業法が施行されます～

住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行され、また、改正旅館業法が平成30年6月15日に施行されます。  
 新宿区では、「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」の制定に加え、「新宿区旅館業法施行条例」を改正し、無届・無許可の違法宿泊施設をなくすとともに、宿泊施設の適正な運営を確保することにより、区民の安全で平穏な生活環境を守っていきます。

## 法令の手続きによる適正な運営の確保

住宅宿泊事業（届出）	共通	旅館業（許可）
≪住宅宿泊事業法での義務規定≫ ・宿泊者の衛生、安全の確保 ・近隣住民の苦情対応等 ・事業者不在の場合→管理業者へ委託義務 （ガイドラインより：緊急時の駆けつけ要件あり） ・標識の掲示 ≪新宿区における条例の規定≫ ・届出住宅の公表 ・周辺住民への事前説明 ・廃棄物の適正処理 →不法投棄夜間パトロールの実施（新規事業） ・事業実施の区域と期間の制限 （住居専用地域において、月曜の正午から金曜の正午まで禁止）	制度周知・運用 ■ リーフレットによる住宅宿泊事業の周知 ■ 旅館業法施行条例の改正内容を窓口で周知 指導・監督 ■ 施設の現場確認 ■ 苦情施設の指導・是正	≪旅館業法の一部改正≫ ●改正点① 規制緩和 ・最低客室数の基準の撤廃：ホテル10室・旅館5室→1室 ・玄関帳場（フロント）に代わる設備が認められる： (1) 緊急時における迅速な対応を可能とする設備 (2) 宿泊者名簿の正確な記載を可能とする設備 (3) 宿泊者へ客室の鍵の適切な受け渡しを可能とする設備 (4) 宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備 〈設備の例〉 緊急用通話設備、ビデオカメラ、モニター等 ●改正点② 罰則等の強化 ・無許可施設に対する報告徴収及び立入検査等の権限規定 ・罰金上限額の引き上げ：3万円から100万円へ ≪新宿区における条例改正のポイント≫ <b>住宅宿泊事業法との均衡を重視</b> ・営業従事者の常駐義務・・・営業従事者は玄関帳場（フロント）若しくはそれに代わる設備に常駐すること ・緊急時の駆けつけ要件・・・営業従事者が客室等へ10分以内に到着できる体制を確保すること ・許可施設への名称の表示義務・・・公衆の見やすい場所への表示義務



## 民泊等の適正な運営の確保に向けた警察との連携

**区内4警察署と区の連携～覚書の締結～**  
**【覚書の内容】**  
 ① 住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化の防止  
 ② 無届、無許可宿泊施設への法令に基づいた措置  
 調印式 6月11日 13時

